

第 1 回総合的な調査研究に関する検討会合 議事のポイント・検討会合資料

第1回総合的な調査研究に関する検討会合 議事のポイント

①総合的な調査研究の内容

- ✓ **各省庁の所掌を横断するテーマ**に取り組むことで、全体として統合的な政策の実現につなげることが重要。総合的な経済安全保障シンクタンクが、省庁間、さらには官民の連携・人材育成の場となることも期待。
- ✓ **政府が保有する機密情報を活用した調査**は、民間企業にはできないことであり、このシンクタンクとして取り組む意義が高い。
- ✓ 国家情報局等の政府の他のインテリジェンス機関との役割分担・連携の在り方がどうなるのかに関心。

②総合的な経済安全保障シンクタンクの運営

- ✓ 経済安保の主役は民間企業。このシンクタンクは、政府やアカデミアの論理だけで物事を進める、いわば「テクノクラート化」を避け、**人材の登用等を通じて、産業界のネットワークや知識**を取り込むべき。
- ✓ シンクタンクに関わる研究員等の**将来的なキャリア形成やインセンティブ・待遇**を作り込むことで、魅力的な環境を実現し、優秀な人材を引き付けるべき。
- ✓ 調査研究成果の公表の在り方について、研究員のインセンティブとすることを考慮するとの表現ぶりは、**個人の名声獲得のために公表を許容するような誤解を招きかねないため、適正化**が必要。
- ✓ 海外機関と意思疎通できるトップ層や、調査研究の統合や構造化を進める幹部層、実務層のそれぞれに**求められる人材や必要なスキルを整理**し、体制構築を進めるべき。
- ✓ シンクタンクが重要経済安保情報を取り扱うかどうかは、政府としてそれを必要とするプロジェクトを作っていくことが前提となるが、**執務環境や情報管理要件等も含めた環境整備**が必要。

③総合的な調査研究と官民協議会等

- ✓ **官民協議会とシンクタンクの関係**について、検討を更に具体化すべき。
- ✓ 官民協議会の制度的な枠組を通じたシンクタンクの研究結果の還元等にとどまらず、官民の双方向的な議論の機会等も通じて、**シンクタンクが産業界の視点を取り入れていくことも非常に重要**。

「安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究に関する基本指針」 案について

**経済安全保障法制に関する有識者会議
分野別検討会合（総合的な調査研究）
第1回資料**

2026年7月3日

- 今般の経済安保推進法改正案においては、昨年度の有識者会議で御議論いただいた内容も踏まえ、**経済安全保障に関する総合的な調査研究**の規定を設け、**独立行政法人経済産業研究所（RIETI）に、総合的な経済安全保障シンクタンクとしての業務を行わせることができる**こととしている。
- 政府は、総合的な調査研究を行うに当たっては、推進法改正案の第3条の3第1項において、調査研究基本指針を定めることとしており、当該基本指針の案について、御議論いただきたい。

調査研究基本指針に関する法律上の規定

- **経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）（改正案・抄）**

第3条の3 政府は、基本方針に基づき、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究（以下この条及び次条において「調査研究」という。）に関する基本指針（以下この条及び次条第1項において「調査研究基本指針」という。）を定めるものとする。

2 調査研究基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 調査研究に関する基本的な方向に関する事項
- 二 次条第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項
- 三 次条第四項に規定する調査研究機関に関する基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、調査研究に関し必要な事項

3 （略）

4 内閣総理大臣は、前項の規定により調査研究基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他調査研究に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

- 基本指針（案）の構成として、第1章で、調査研究の基本的な方向性、第2章で、RIETI内のシンクタンクに行わせる業務に関する基本的な事項、第3章で、調査研究の一部を委託する可能性のある調査研究機関に関する事項、第4章で、その他必要な事項として、政府全体の施策等との連携や人材の養成について定めている。

調査研究基本指針（案）の目次

- ・はじめに
- ・第1章 調査研究に関する基本的な方向に関する事項
 - 第1節 調査研究の趣旨
 - 第2節 調査研究の方法
- ・第2章 独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項
 - 第1節 独立行政法人に行わせる業務の方向性
 - 第2節 独立行政法人経済産業研究所とその他機関との連携
 - 第3節 情報保全と守秘義務
 - 第4節 その他
- ・第3章 調査研究機関に関する基本的な事項
 - 第1節 調査研究機関の趣旨
 - 第2節 調査研究機関の要件
 - 第3節 その他
- ・第4章 その他調査研究に関し必要な事項
 - 第1節 政府全体の施策並びに各省庁の行う経済安全保障に係る調査及び研究との連携
 - 第2節 調査研究に係る人材の養成

- 「はじめに」においては、調査研究を行うこととする背景として、様々な課題に対し、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要となった背景等を記載している。
- 第1章においては、調査研究の基本的な方向に関する事項として、経済安全保障の観点から所掌横断的に幅広い調査分析を行うことの必要性や、各省庁及び民間の研究機関との役割分担の重要性、また、国外の関係機関との連携の重要性等を記載している。

調査研究基本指針（案） はじめに・第1章の概要

はじめに

- 近年、国際情勢の変化に伴い経済安全保障をめぐる課題は複雑化しており、様々な課題に対し、外交・情報・防衛・経済・技術の専門知識を総合的に結集して対応することが重要となっている。
- 例えば、電気自動車生産に必須の重要鉱物の輸出管理が強化されたことで、経済の混乱、技術開発競争の激化、安全保障の観点での対応等につながるなど、様々な分野の事象が複雑に絡み合いつつ生じている。
- これまで推進法第64条に基づき特定重要技術に関する調査研究を行うものとされていたが、技術にとどまらず、経済安全保障に関する総合的な調査研究を行うこととした。

第1章 調査研究に関する基本的な方向に関する事項

- 刻々と変化する情勢に対応し、適切な政策立案を行うためには、各省庁がそれぞれの所掌の範囲で調査及び研究を行うのみならず、継続的に経済安全保障の観点から横串を通す形で幅広い調査分析を行い、その知見の蓄積を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査及び研究も行うことが必要。
- 経済安全保障に関する調査及び研究は、政府内の各省庁、学術機関、民間の研究機関等、様々な主体が行っている。内閣総理大臣が調査研究を行うに当たっては、これらの調査及び研究との役割分担が重要であり、互いに補完し合い、我が国全体としての経済安全保障に関する調査及び研究を行う能力の強化につながるよう行う。
- 経済安全保障分野は、国際情勢と密接に関係していることから、調査研究を行うに際しては、国外の経済安全保障に関する調査及び研究を行う機関との連携が非常に重要。絶えず世界情勢にアンテナを高く張り、同志国等との議論や意見交換等を積極的に行う。

- 第2章においては、まず第1節で、RIETI内のシンクタンクに行わせる業務の方向性として、**各省庁が自ら行う調査及び研究では限界のある部分等を中心に、定量的な調査研究や、各府省の所掌を横断したテーマの調査研究を行うことが期待される**旨等を定めている。
- 続く第2節では、シンクタンクはその他機関との連携として、**他の調査研究機関の成果を経済安全保障の視点で結集・統合し、ハブとなって自律性や優位性・不可欠性の観点から政策提言につなげる役割**を担うことが期待される旨や、官民の人材交流や国際連携等も記載している。

調査研究基本指針（案） 第2章第1節・第2節の概要

・第2章

第1節 RIETIに行わせる業務の方向性

- これまでの政府内部の調査及び研究の課題とされてきた定員の制約等による継続的な専門人材の確保が困難さや、民間の調査研究機関等への外部委託による調査及び研究の課題とされてきた政策立案現場との議論の継続性を解決するためにも、**政府の要請にも対応可能なガバナンスを備え、継続的な運営が可能な独立行政法人の一つであるRIETI内にシンクタンク機能を構築する。**
- シンクタンクは、各省庁が自ら行う調査及び研究では限界のある部分等を中心に、高度な専門性を活かし、定量的な調査研究や、各府省の所掌を横断したテーマの調査研究を行うことが期待**される。

第2節 独立行政法人経済産業研究所とその他機関との連携

- シンクタンクは、**他の調査研究機関の成果を経済安全保障の視点で結集・統合し、ハブとなって自律性や優位性・不可欠性の観点から政策提言につなげる**役割を担うことが期待される。
- これらの調査研究機関との共同研究等も積極的に行うほか、**民間企業からの出向者の受入れ**も行い、出向者それぞれがこれまでビジネスの現場で培ってきた知見・経験を調査研究に活かしてもらうとともに、**官民の人材交流のハブ**となることで、**経済安全保障に関するリテラシー向上にも貢献**することを目指す。
- 経済安全保障の分野で国際的に著名な調査研究機関とも積極的に協働し**、我が国の課題意識の共有及び調査分析能力の向上につなげることを目指す。また、人材獲得のためにも、国際的な大規模フォーラムの主催等を通じ存在感や知名度を向上させる。

- 第2章第3節では、調査研究に関する業務に従事するRIETIの役職員には国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務が課される旨や、重要経済安保情報等の取扱い等を記載している。
- また、第4節では、シンクタンクの調査研究と官民協議会の相乗効果の発揮を目指す旨や、シンクタンクが行う調査研究の成果物の公表についての考え方等を定めている。

調査研究基本指針（案） 第2章第3節・第4節の概要

・第2章

第3節 情報保全と守秘義務

- 調査研究に関する業務に従事するRIETIの役職員には国家公務員と同等の罰則を伴う守秘義務が課される。
- シンクタンクにおける情報管理の在り方として、執務空間の区域管理及び施錠等の物理的な措置、情報へのアクセス管理等の人的側面、サイバー攻撃対策等の技術的側面からの適切な措置等を講ずることとする。
- シンクタンクにおいては、重要経済安保情報を取り扱うために必要な設備環境をできるだけ早期に整備する。

第4節 その他

- シンクタンクが行う調査研究により得られた知見を、官民協議会の枠組みを通じて民間事業者にも提供し、また、官民協議会の議論を通じて浮かび上がってきた事業者の問題意識等をシンクタンクの調査研究に活かすという相乗効果を発揮することを目指す。
- シンクタンクの業務にかかる費用は基本的に運営費交付金から支出することとする。内閣総理大臣を主務大臣とする業務であるシンクタンクの業務とそれ以外の業務については、RIETIの予算計上等について分担の明確化を行うことが必要である。
- シンクタンクが行う調査研究の成果物の公表については、機微な情報が成果物に含まれる場合は、少なくとも当該部分は公表しないこととした上で、公表することによる政策効果や、調査研究に従事する者にとってのインセンティブ等の観点も踏まえ、総合的に判断する。

- 第3章においては、RIETI以外に調査研究の一部を委託し得る対象としての調査研究機関について、その趣旨や要件等を定めている。

調査研究基本指針（案） 第3章の概要

・第3章

第1節 調査研究機関の趣旨

○RIETI以外にも、経済安全保障に関する高い専門性を持ち調査研究の一部を担い得る主体は存在すると考えられることから、推進法第3条の4第3項に基づき、一定の基準に適合する者に調査研究の一部を委託することも可能としている。

第2節 調査研究機関の要件

○外交・情報・防衛・経済・技術の総合的な観点から経済安全保障に関する総合的な調査及び研究の一部を委託されることとなる調査研究機関においては、委託されるテーマの調査分析を適切に実施することができる専門的な能力を有することが求められる。

○国の政策に調査研究を活かしていくためには最新のトレンドを追うのみならず、過去の実績や知見の蓄積を踏まえた継続的な調査・分析が不可欠であり、調査研究機関は自ら関連の情報を収集・整理し、それを保管することにより、調査研究に役立てていくことが求められる。

○調査・分析機能を担保するためには、自ら保有すべき情報と国内外の様々な機関がそれぞれの特徴に応じて有する情報を集約し、連携することが重要である。このため、調査研究機関には、内外の様々な機関と連携し、ネットワークを構築する能力が求められる。

○調査研究機関が関係行政機関や海外の調査研究機関等との緊密なコミュニケーションを確保し、情報管理を図る必要がある情報を取り扱えるようにするため、適切な情報管理体制を確保することが求められる。特に、委託事業の調査・分析において様々な主体から提供される情報の中には、守秘義務の対象になり得る情報なども含まれ得ることから、その取扱いについては、十分な配慮が必要である。

第3節 その他

○推進法第3条の4第4項で、関係行政機関が、調査研究機関からの求めに応じて、必要な情報等の提供を行うことができることとしている。

- 第4章において、その他調査研究に関し必要な事項として、国家安全保障局が司令塔となりシンクタンクと政府全体の施策や関係省庁の行う調査及び研究の連携を促進する旨や、調査研究に係る人材の養成及び資質の向上について定めている。

調査研究基本指針（案） 第4章の概要

・第4章

第1節 政府全体の施策並びに各省庁の行う経済安全保障に係る調査及び研究との連携

○シンクタンクが行う調査研究が、各省庁の政策立案に資するものとなるためには、各省庁の調査分析ニーズをしっかりと把握することが必要である。内閣官房国家安全保障局及び内閣府政策統括官（経済安全保障担当）は、各省庁と密接に連携し、経済安全保障に関する調査分析のニーズを取りまとめた上で、シンクタンクの行う調査研究にその内容が反映されるよう努めるものとする。

○具体的には、内閣官房国家安全保障局が司令塔となり、定期的にシンクタンク及び関係省庁が意見交換をする場を設けるなど、政府とシンクタンクの連携を促進する。

第2節 調査研究に係る人材の養成及び資質の向上

○調査研究を高い水準で実施していくためには、経済安全保障をめぐる国内外の情勢等に関して高度な知見を有する人材を中・長期的に養成・確保していくことが重要である。そのため、シンクタンクにおいては、人材育成の観点にも留意し、若手の登用等に積極的に取り組む。また、トップクラスの研究者については、その待遇は国際的な水準も考慮する。